

平成28年度特別支援教育重点課題

発達障害を含めたすべての障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援の充実を図り、特別支援教育の一層の充実をめざすとともに、共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育の理念の啓発及びシステムの構築を進めていくことを目的として、次のことを重点課題として取り組む。

1 特別支援教育の充実

- (1) 「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」(H23.9策定)に基づき、「分かる」「つなぐ」「自立する」をキーワードに、一人一人の子どもの特性に応じた指導、支援の充実や、「できる」「わかる」授業実践力の向上を目的として「ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業」に取り組んでいる。今年度は、これまで5中学校区で取り組んできた研究実践の成果をパッケージにまとめ、県内全ての学校に配布し、校内支援体制の充実とユニバーサルデザインに基づく授業づくりに取り組むことができるよう普及する。
また、学校間連携コーディネーターを東部、中部、西部に各1名配置し、中学校区単位での校種を超えた連携の体制づくりや、個別の指導計画の作成、引き継ぎシートの活用を進めることで、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の切れ目のない「つなぐ」支援ができる仕組みづくりを進める。
- (2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等の通常の学級に在籍する発達障害を含めた障害のある児童生徒の指導及び支援の充実のため、各校の特別支援教育学校コーディネーターが核となって、校内委員会と巡回相談を有機的に結び付けて実施したり、各校種間の情報共有、連携を進めることなどにより校内支援体制の充実、強化及び特別支援教育学校コーディネーターの専門性の向上を図る。
- (3) 特別支援学校が、外部の専門家と連携・協力を図ることで、児童生徒の実態把握や適切な指導及び必要な支援等、教員の専門性の向上を図るとともに、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等に対して外部専門家と協働したより専門性の高いセンター的役割を果たす。
- (4) 特別支援学校教員の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に向けた取組を推進する。
- (5) 各障害種別の特別支援学校において教育課程研究集会を実施し、教育課程実施上の課題等について研究協議を行い、児童生徒の実態に応じた教育課程の編成や、指導及び支援の充実を図る。
- (6) 高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】に基づく、病弱特別支援学校の再編振興を着実に推進する。

2 適切な就学の推進

- (1) 障害のある幼児児童生徒や特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒への適切な指導及び支援の在り方、就学に関する相談に対応するため、「障害者教育支援委員会」を設置し、障害の判定のみならず、教育全般にわたり医学的分野や教育的分野において助言を受けて、特別支援教育の充実を図る。また、保護者や福祉保健所等の関係機関からのニーズに応じる早期からの教育相談事業についても継続して実施する。
- (2) 教育上特別な支援や配慮が必要と思われる幼児児童生徒の適切な就学を推進するため、市町村教育委員会との研究協議会を開催し、各市町村における取組についての情報交換、当面する課題について研究協議を行い、担当者の専門性の向上を図る。

3 進路指導の充実

- (1) 特別支援学校において、生徒の円滑な社会参加を促すために、生徒及び保護者に対して卒業後の進路に関する研修や、職場見学等を行うことにより、早い段階から自己の進路や生き方について考える機会を持つことや、外部専門家の活用による授業改善を進め、キャリア教育の充実を図る。
また、今年度から「特別支援学校技能検定」を実施し、日頃の学習成果を発表し客観的な評価による認定を受けることで、生徒の自信や意欲を高めるとともに、各特別支援学校の指導の改善や企業の理解啓発、雇用の促進につなげる。
- (2) 教育、福祉、労働の関係機関が当面する進路指導上の課題や、それぞれの機関が課題改善のために実施している施策等について共通認識を持ち、特別支援学校と関係機関が連携した理解啓発や就労支援の取組を進め、障害のある生徒のよりよい社会参加につなげる。
- (3) 特別支援学校に就職アドバイザーを配置し、現場実習先や進路先となる事業所の開拓を行うことにより、卒業生の就職率を向上させる。

4 特別支援教育の理解推進

- (1) 配慮を要すると思われる子どもに早い段階から気づき、支援し、つなぐ仕組みを構築するために、発達障害等の理解啓発リーフレットの配布や「つながるノート」、「引き継ぎシート」の活用を推進する。
- (2) 共生社会の実現をめざすためのインクルーシブ教育システムの理念を普及するため、各種会議、協議会、研修会等で啓発を行うとともに、特別支援学校において、交流及び共同学習を推進する。特に児童生徒の居住地校における交流及び共同学習に積極的に取り組む。
- (3) 平成28年4月1日より施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある児童生徒の「合理的配慮」の充実を図るために、校内外・関係機関との連絡調整、教職員への指導・助言を行う合理的配慮協力員等の配置や派遣を行う。
- (4) 本県の特別支援教育の現状及び課題、課題改善に向けた施策について、ホームページ等を活用し積極的に情報提供を行う。